

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会規程（昭和22年新潟県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第16条の4 書記長は、<u>総務部市町村課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 書記長補佐は、<u>総務部市町村課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、<u>県の職員で総務部市町村課に勤務する者</u>をもって充てる。</p>	<p>第16条の4 書記長は、<u>総務管理部市町村課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 書記長補佐は、<u>総務管理部市町村課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、<u>県の職員で総務管理部財政課及び市町村課並びに佐渡地域振興局企画振興部地域振興課に勤務する者</u>をもって充てる。</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。